

～ 大臣認定更新の流れ ～

大臣認定の有効期限が 平成34年4月25日の方

1. 大臣認定更新申請の準備 (監理技術者講習受講後)

<必要な書類>

(1) 大臣認定更新申請書

※次ページの「様式1」を使用してください。

※大臣認定の有効期限前1年以内に受講した『監理技術者講習修了履歴』(→右図のサンプル参照)の拡大した写しを貼付

※資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴を貼付された方、または修了履歴が印刷されている方は、その拡大した写しを貼付

(2) 現在交付されている大臣認定書(→右図のサンプル参照)の写し

※有効期限が平成34年4月25日のもの

※紛失された方は本籍記載の住民票を提出

(3) 本籍記載の住民票1通(本籍・氏名に変更がある方のみ)

※住民票が添付されない場合は変更なしと致します。

※外国籍の方は、国籍の記載された住民票を提出

(4) 切手 440円分(認定書送付簡易書留料)

※認定業種別に認定書を送付いたしますので、複数業種を更新される方は更新する業種分の簡易書留料が必要となります。

※監理技術者講習修了履歴

修了番号: 第 9999-99999999 号	修了年月日: 平成〇年〇月〇日
氏名: 〇〇〇〇	生年月日: 昭和〇年〇月〇日
講習実施機関名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	印

※資格者証裏面の修了履歴

(2) 大臣認定書の写し

2. 申請書類の郵送

<申請期間> 令和3年11月1日から 令和4年1月31日 (必着)

<郵送先> 〒101-8781 神田郵便局留

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係 宛

※必要な書類を全て同封し、郵送してください。

※封筒の表に「大臣認定更新申請」と赤で記入してください。

※郵便局留のため、宅配便・メール便での送付はできません。郵便をご利用ください。

※申請書の郵送には、配達記録が残る「簡易書留」をお奨めします。

<問合せ先>

・大臣認定更新申請受付、書類送付に関する問合せ先

事務代行機関 (株) ケンツー

TEL: 0120-659-144 平日 10:00 ~ 17:00

(年末年始休み)

3. 『大臣認定書』の交付

令和4年3月中旬に国土交通省から順次交付される予定です。

※『監理技術者資格者証』の申請をされる方は、

(一財)建設業技術者センター TEL: 03-3514-4711(平日 10:00 ~ 17:00)にお問合せください。

※この内容は、国土交通省のホームページ

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html)でご確認できます。

大臣認定更新申請書

国土交通大臣 殿

建設業法第 15 条第 2 号ハに基づき、下記の業種に関し、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者としての認定を更新したいので、関係書類を添付して申請します。

申請日： 年 月 日

フリガナ		フリガナ	
氏名		通称名	注1
生年月日	大正 昭和	年	月 日生
本籍		都道府県	国籍 注2
現住所	〒 — —		
TEL	携帯・会社 自宅・その他	—	— ※日中連絡の取れる電話番号 書類不備の場合に連絡致します。

注1 外国籍で通称名の併記を希望される方は、通称名も記入してください。

注2 外国籍の方は、国籍を記入してください。

*更新をしたい認定業種に有効年月日と大臣認定番号を記入してください。(不明な方は空欄で構いません。)

認定業種 (該当の業種に○を記入)	有効年月日						現在交付されている大臣認定番号					
	平成	年	月	日								
土木工事業												
建築工事業												
管工事業												
鋼構造物工事業												
舗装工事業												
電気工事業												
造園工事業												

*貼付する修了履歴の修了番号・修了年月日を記入してください。

監理技術者講習修了番号												
第											号	
修了年月日												
令和	年	月	日									

受付処理欄 ※記入不要

1	2	3	4	5	6

《ご注意》

・大臣認定の有効期限前1年以内に受講した『監理技術者講習修了履歴』の拡大コピーを下記貼付欄に貼付してください。

監理技術者講習修了履歴拡大コピー貼付欄

(大臣認定の有効期限前1年以内に受講したもの)

2021年4月26日(月)～2022年4月25日(月)迄に受講したもの

資格者証裏面 (修了履歴シールを貼付したのも、または修了履歴が印字されたもの)

または各講習機関発行の修了履歴

※修了履歴シールの原本は貼付しないでください。